

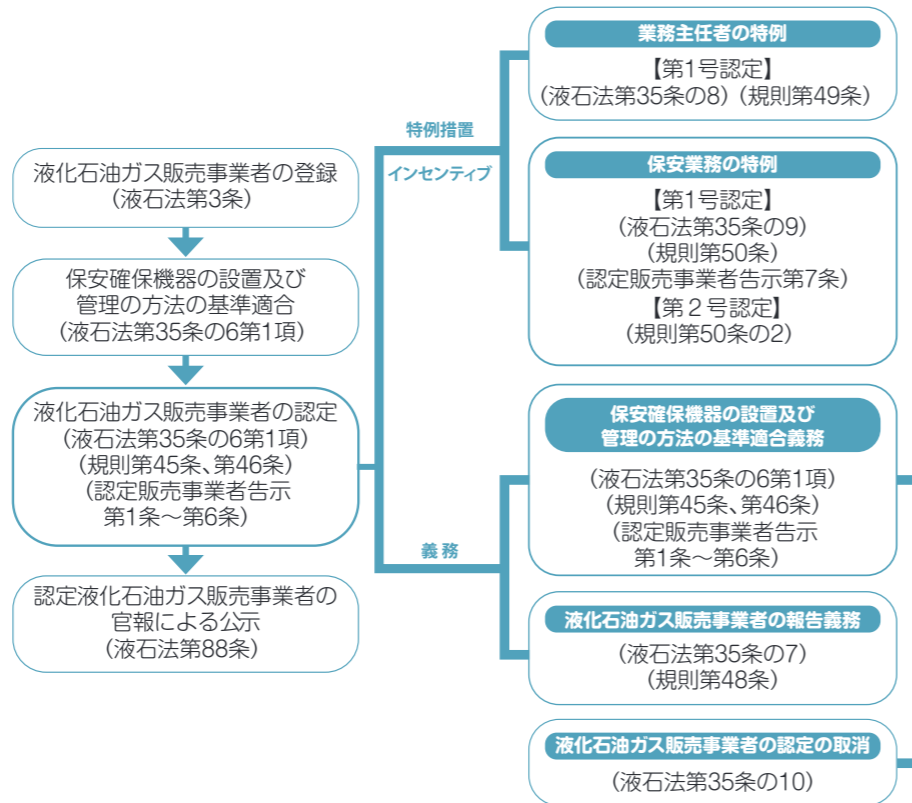
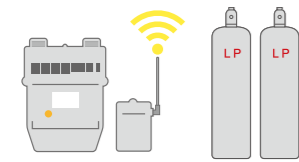


LPガス販売事業者の 認定制度とインセンティブ

認定 LP ガス販売事業者制度において、第一号（ゴールド）・第二号販売事業でそれぞれ異なる、認定を受けるための要件や認定後に受けられるインセンティブについて解説します。

認定制度の概要

認定 LP ガス販売事業者制度は、LP ガスを使用する消費者の保安を確保するため、保安の高度化に積極的に取り組む LP ガス事業者を、経済産業省または都道府県知事が認定する制度。第一号認定液化石油ガス販売事業者（ゴールド保安認定事業者）と、第二号認定液化石油ガス販売事業者（保安認定事業者）があり、それぞれ認定要件や認定後に受けられるインセンティブが異なります。



認定要件

以下の要件1～3をすべて満たす認定対象消費者が一定割合以上であることとされ、第一号（ゴールド）は70%以上、第二号は50%以上とされています。

認定対象消費者の割合	
第一号（ゴールド） 認定対象消費者 全一般消費者（開栓数） $\times 100 = 70\%$ 以上	第二号 認定対象消費者 全一般消費者（開栓数） $\times 100 = 50\%$ 以上

要件1

法令で要求する機能を持った遮断弁を有するガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等宅に設置していること。

- ①異常流量、上流監視機能付きの遮断弁内蔵のS型マイコンメーター
対象：S・SB・E・EBは16号までとなりそれ以外のメーターは対象外
- ②ガス供給を停止したことや保安に係る情報を受送信できる装置
(伝達された特定保安情報を示し、ガスの供給を停止させることができる装置)
- ③ガス漏れ警報器（設置義務施設に限る）・継手金具付低圧ホース・調整器・継手金具付高圧ホース

要件2

法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
保安確保機器を技術上の基準に適合させ、かつ、右の表の期限内のものは適切な管理のもと定期交換する必要があります。

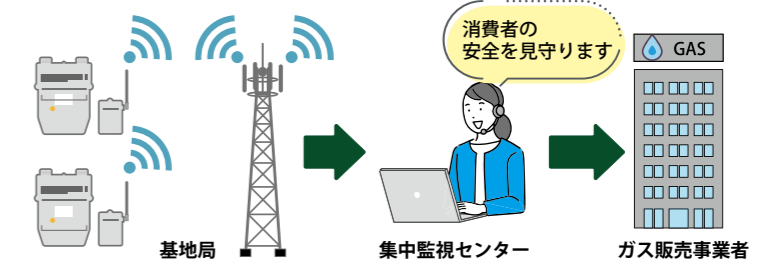
保安確保機器	期間
液化石油ガス用ガス漏れ警報器	5年
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース (I類) (II類)	10年 7年
調整器 (I類) (II類)	10年 7年
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース (I類) (II類)	10年 7年
S型マイコンメーター(SB型)	検定満了年月

注意! ガス漏れ警報器は義務・指導先施設含めて期限管理を行う必要があります。

要件3

無線等の通信手段を利用した集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等宅のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

定時検針やLPガスメーター開閉栓の自動化が可能なLPWAの無線技術活用により、消費者の回線設備に依存しない通信インフラの整備が進み、保安の高度化を推進する新サービスの開発も進んでいます。



インセンティブ

以上の要件1～3をすべて満たした認定対象消費者に限り、第一号（ゴールド）、第二号それぞれに、インセンティブが与えられます。

		第一号(ゴールド) LPガス販売事業者	第二号 LPガス販売事業者
インセンティブ	緊急時対応の要件の緩和	原則30分以内に到着する距離を40km以内を同要件に適合しているとみなす	○
	業務主任者の選任基準の緩和	基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の2/3を減じることができる	×
	定期供給設備点検・定期消費設備調査の頻度緩和	4年に1回以上→10年に1回以上とすることができる(目視点検項目を除く)	×
追加要件のインセンティブ	緊急時対応の要件の緩和	原則30分以内に到着する距離を60km以内を同要件に適合しているとみなす	△(※)
	定期供給設備点検・定期消費設備調査の頻度緩和	4年に1回以上→5年に1回以上とすることができる(目視点検項目等) ※10年に1回以上の緩和対象を除く	△(※)

※第一号(ゴールド)LPガス販売事業者の追加要件

第一号(ゴールド)LPガス販売事業者の追加要件

- CO警報器が設置されており、かつ、COを検知したときにガスメーターと連動して遮断できること。
- 飲食店以外の一般消費者等における湯沸かし器、風呂がま、ストーブに係る燃焼器 すべてに不完全燃焼防止装置がつけられていること。
- 燃焼器すべてを屋外に設置していること。

緊急時対応の緩和要件



定期供給設備点検、定期消費設備調査の頻度緩和

